

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 関電工	東京都港区芝浦 4-8-33	1-003885

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成23年1月17日 ～ 平成23年2月27日 (6週間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

平成21年度に茨城県土木部営繕課で行った茨城県立友部病院新築電気設備工事の総合評価方式による入札において、関電工・石川電機特定建設工事共同企業体の代表構成員であった(株)関電工は、3名の新規雇用をする新規雇用計画書を提出し、同企業体と同工事を受注したが、平成22年12月15日までの工期中に計画どおりの雇用を行わなかった。

5 短期加重措置

(株)関電工は、安全管理措置の不適切による工事関係者事故で平成22年1月13日から平成22年1月26日まで指名停止措置を受けており、今回の指名停止は、指名停止期間の満了日から1年を経過しない期間に発生した事案であることから、茨城町建設工事請負業者指名停止等措置要領(平成20年2月1日施行。以下「指名停止等措置要領」という。)第4条第2項の規定により、短期の1.5倍の期間とする。

6 指名停止理由

発注者から契約を解除されたことは、指名停止等措置要領別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第2第11号ウ〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア (略) イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。	(略) (略) 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)